

観光開発から見る村の意思と国家の力——中国東北地域の朝鮮族村を事例に

林梅

はじめに

改革開放から三〇年経った今、中国では社会グループ間の階層化現象が一層鮮明になってきている。多重的階層分離のなかで、権力者が受益層となり不平等が深刻な問題になっている。

このような社会構造において、社会の底辺で最も犠牲になっているのが農民であり、周辺に追いやられているのが少数民族である。権力構造において社会の下層に位置する少数民族の農村は、常に受動的弱者として我慢を強いられながらも耐える存在であるのか。このような問いを抱えて、新たな少数民族農民像を提示することができないだろうか。中国における農村開発はこれまでおおむね政府主導によって行われ、農民は受動的で行政に立ち向かうことはできないとされてきた。このような状況に対して、本稿では観光開発を事例に取り上げることによって、農民主導の開発の可能性をさぐる。まず以下では、これまでの研究史を振り返る。

現政権における最大の社会的、政治的不安定要素は農民の不

満である。その大きな社会要因である「収用地問題」や「農村土地承包法」を取り上げた研究「中兼 2007、姚 2007」は、制度や権力からアプローチし、社会的病理を政治体制的側面から指摘しているものの、受苦の当事者の姿は必ずしも明瞭とは言いがたい。

これに対して、中国華北村落における社会結合と国家権力との関係を研究した祁建民は、二つの見解を示している。一つは、国家と村落の統治関係において、村落内部に対応する組織が形成されにくいために、国家からの略奪が無制限に行われる点であり、もう一つは、国家権力の支持なしには村民の自治は達成されないと村民たちが考えているという点である「祁 2006: 343-350」。さらに、祁は農民という当事者の主観的意思としての「村民が考える国家権力の必要性」を述べているが、これは農民の立場に立つ意味において非常に示唆的である。つまり、国家権力を逆手にとり自らの利益を脅かす地方権力（国家権力を背景にもつ）に対応する試みという、権力に対する農民の興味深い実践行為を窺わせるからである。

このような、農民の実践行為はいかなるプロセスで国家の政策を味方につけられるのかという点について祁は、国家権力と社会結合は個人的な関係によって交錯し、国家は社会に対して完全に整合的な政策を実施することはできない。国家の意思と政策は、社会結合のなかで変形されてしまうこともあり、その結果、国家と社会の不整合が生じて、国家が社会を制御しやすい状態にあった反面、国家の意思は社会結合による濾過を受け、拡大・縮小あるいは歪曲・変更を被ることになると述べる〔祁 2006: 343-350〕。これは農民の権力に対する実践行為を個人と国家との特殊な関係に位置づけることである。このような個人と国家という視点に対して、本稿は個人を超えた村単位において国家権力の利用や流用を議論することにした。そのため、本稿では土地収用の原因の一つとなった観光開発という事例を選んだ。

一九九〇年代、農村と都市の貧富の格差を解消する目的で政府によって進められてきた「三農観光」政策と、大部分の少数民族地域が貧困地域であったことが相まって少数民族の民族観光開発は政府主導によって施行されてきた。そのため、観光開発は政治色を帯びたものにならざるを得なかった。実施から二〇年経った今も観光開発による利益分配が地元の農民にとって公正なものか、受益者は誰なのかといったさまざまな世論の沸騰と衝突を巻き起こしている。地元の住民に対する強制力を伴う観光開発は、政府の方針に庶民が表立って反対することが難しく、地元の人々は一方的に屈服させられてしまうのか、ある

いはしたたかにたちまわっているのかという地元住民の対応に注目する必要性があると兼重は指摘する〔兼重 2008: 157-158〕。ここでは、観光開発における不可避的な権力の存在とそれに対する地元住民の「屈服」と「したたかさ」という二つの態度が指摘されているものの、地元住民による対応についてそれ以上の検討はなされていない。しかし、中国においてしたたかにたちまわる行為を正当化することには重要な意味がある。それは、受益層と受苦層との関係を権力による一方的な支配ととらえるのではなく、相互作用する関係としてとらえることによって、我慢や衝突とは異なる選択肢として提示できるからである。この点で、行政主導の観光開発に対して農民主導による観光開発がもつ意味は重要である。

このような認識にもとづいて本稿では、国家行政の最末端に位置づけられる農村および周辺的存在である少数民族として中国朝鮮族を調査の対象にした。一九九〇年以降盛んになってきた朝鮮族研究の大半は、改革開放以後の朝鮮族社会の変化をとらえたものである。伝統社会から大都市や外国への人口移動、さらにグローバルな移動と国際ネットワークが研究の主流となってきた。人口移動、教育問題、経済発展などの側面から、アイデンティティ、民族社会の地位論、民族意識、文化資源などが主な課題として扱われてきた〔金 2001、許 2009〕。

これらの研究のなかで、農村は人口流出、教育の荒廃、共同体の解体などの対象として位置づけられることが多く、農村の生活に焦点を絞って調査分析を行った研究は非常に少ない。そ

の少ない農村研究の中に朝鮮族自治州の農村社会の安定に関する研究がある。研究は統計的手法による調査から、農村収入の格差の拡大、医療・福祉の不足、教育の空洞化、農村男性の結婚難などを指摘している「李2009」。しかしこれは、行政側から見た農村の実態報告調査であり、その解決策も行政に対する政策の提言に留まっている。調査の方法に問題があるだけでなく、農村の実態と政策提言の間には分析が不足している。その一方で、ライフヒストリー手法や聞き取り調査法を駆使した文化人類学の著書がある。個人と社会との相互規定関係で描かれたエスノグラフィ―は、改革開放政策により急変する村人たちの生活を社会変化とともにいきいきとあらわしている「韓2001」。しかし、このようなエスノグラフィ―やライフヒストリーおよび聞き取り調査による研究は、権力と支配における不平等や不正といった側面に対する分析には禁欲的である。

さらに、近年学会などで朝鮮族が集住する村の文化・産業化の動向にも注目が集まっている。空洞化と解体、民族学校の荒廃など民族共同体が揺れ動いているなかで、文化資源の産業化について試みる研究である。文化の原型としての資料を発掘することを通じて文化資源の質的なレベルを向上させることで文化・産業化を可能にする。また、あるがままの再現・復元ではなく、現代的観点で再解釈をする必要があることを主張したものである「鄭2009」。このような研究は、朝鮮族農村の持続的発展を考えるうえで非常に重要な実践的提言である。ただし、政治主導の権力構造において、文化と経済の連携を考慮に入れた

研究には権力との関わり方を視野に入れることが欠かせない。

以上、権力と農民、観光開発と農村、朝鮮族研究という三つの側面から、なかでも権力による受益層および犠牲を強いられる農民という観点から、以下のような設問を導き出すことができる。一つ目は、農民を犠牲にする権力構造において、受動的立場でひたすら我慢するか衝突をするかではなく、政策を利用・流用することによって不平等・不公正な権力構造に対応することは可能なか。二つ目は、相互作用する階層間関係において、したたかな行為が正当化できる農民主導の観光開発は可能なのかという二点である。民主主義とは異なる政治主導においてこのことは重要な意味をもつだけでなく、少数民族研究と農村研究における権力構造を考えるうえで、以上の設問に答えることは必要である。本稿では中国朝鮮族農村の観光開発という事例を通して、農村と国家権力との関係を再考し、農民の国家権力に対する対応という側面からそのプロセスを分析することを目的にする。

一 調査の方法と調査対象地

研究対象の選定には次の二つの理由があげられる。一つは、最末端に位置づけられる農村に対するミクロな研究の必要性からである。なかでも権力との衝突が噴出する土地問題をめぐる観光開発に着目することは重要だと考えた。もう一つは、主民族に対して周辺とされてきた少数民族に視点を置くことである。このような理由から、農民と国家権力との関係で衝突とは異なる

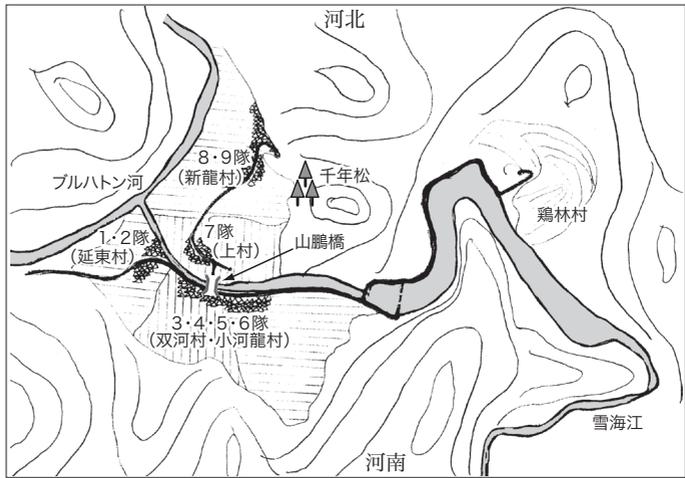


図1 山鵬村の概略図（筆者作成）

る対応の実践行為を行ってきた朝鮮族農村を調査対象とした。
なかでも、山鵬村を事例地に選んだ理由は主に二つあげられる。一つは、村の基礎幹部が郷や鎮の幹部と一体となつて村の土地を政府主導下において開発するという幹部の認識に抗し

て、山鵬村の村民委員会は村民を動員して村民主導の観光開発を展開してきたことである。もう一つは、一九九〇年代から現在に至るまでの出稼ぎブームにおいて、農村人口が大量に流出するなかで、農村のシステム自体が正常に運営できなくなつているとする農村崩壊論に対して、山鵬村は他の村と同様、流出人口を抱えながらも留守を担う村民委員会と老人会の存在によって独自の活動を行ってきたからである。

このような研究対象に関するデータは、主に筆者が二〇〇三年から二〇〇八年まで行ったフィールドワーク^③によるものである。本文の事例内容における「陳情書とサイン」、山鵬村の行政に関するデータ以外はすべて聞き取り調査と参与観察によるものである。調査対象者は、村民委員会と老人会を中心とした村人である。

山鵬村の中央を流れる雪海江は、東側から村に流入し、西で北へ向かうもう一つの河と合流する。この雪海江によって山鵬村は大きく河南と河北の二つに分かれる。河北地域は、一九〇四年（清光緒三〇年）に朴家と許家の両家が朝鮮半島から豆満江を渡り、砂地と山麓を開墾して住みついたのが始まりである。それ以降、李、金、姜氏の姓をもつた人々によって集落が形成されてきた。河南地域は、河北の村落形成のずっと以前から九割の土地が二人の地主によって占められていたが、一九四七年の土地改革を契機に再編成された行政村である。^③

その特徴を示した山鵬村の概略図が図1である。河北には、ブルハトン河と雪海江に挟まれるように上村（七隊）と新龍村

(八・九隊)が位置している。河南の再編成された行政村には、本来の双河村と小河龍村という村境と村名はなくなり、三・四・五・六隊と呼ばれることが多い。本稿で取り上げる観光開発の対象地が主に新龍村であることは、観光開発の目玉である古木・千年松が立地する山の利用管理がこの集落によって行われているからである。村では従来慣習的に形成されてきた「村の山」という所有観念が強く、激変する中国の土地政策のなかでもなおこの慣習的土地所有の観念が暗黙に認められてきた経緯がある。この慣習的土地利用の形態は、各集落が形成されて以来、集落付近の山を自分の村の山というように認識したこと起因する。人々は基本的に自分の村の山を利用し、他の集落のメンバーの利用を拒んできた。河南と河北は、川という明確な境界線があるために川を越えた山の利用は極めて困難であった。

一九八〇年代まで山鵬村は山奥の農村部として何の変哲もない農村であったが、一九八〇年代後半からの出稼ぎブームによって人口流出が多くなり、さらに、九〇年代には都市近郊という地理的条件もあって、開発の荒波にもまれることになった。もともと、戸籍上の人口と世帯が利用権を持っている土地面積に大きな変化はない。それは、一九八四年の農村土地承包法の実施以後からであり、土地利用権に対する変更や調整が難しいことから新しい戸籍移住者を拒んできたからである。現在、村の戸籍の四分の三は朝鮮族であり、四分の一を漢族が占めているが、漢族のほとんどは一九六〇年代のいわゆる水田農

業普及政策により、朝鮮族の水田農業を学ぶために、河南省、山東省から移住してきた人々とその子供である。

一九八四年から実施された「農村土地承包法」は、土地の利用と管理に関して各村の権限を認めるものであった。村はこれらによって土地利用権を分配され、山鵬村も一つの集団単位として村の土地に所有権を持ち、村民委員会を設置して改革开放以前に引き続き新龍村を管轄することになった。一方、二〇〇〇年ごろから民主的な農村自治のシステムとして「村民委員会組織法」が導入された。山鵬村はこのような社会の変動期における制度的なダイナミズムに包摂されるなかで、「千年松」(別名三胎松)と呼ばれる銘木を生かした観光開発を計画した。地図における位置関係からも確認できるように「千年松」と最も関わりをもっているのが新龍村であり、以下ではこの新龍村を中心に事例を展開する。

事例地である新龍村がある中国延辺朝鮮族自治州延吉市小宮鎮山鵬村は、自治州政府機関がおかれている延吉市から約二〇キロ離れている都市近郊の農村である。人口一五〇〇人余りの農村で、土地総面積が二・五二平方キロメートル、耕作面積が二・七八平方キロメートルである。かつては、主な農産物である米、トウモロコシ、大豆、粟、タバコなどによって生計を立てていたが、中国の改革开放と中韓国交正常化を契機に多くの村民が大都市や韓国へ出稼ぎにでることになった。そのため現在では、土地の耕作という生活スタイルから、土地の多くを農地として、主に他民族に貸し出すという土地経営方式へと転

表1 山鵬村における行政上の名称と集落との関係

村民委員会	現在の隊名	集落の名称	人口(人)
山鵬村	1・2隊	延東村	160
	3・4・ 5・6隊	双河村 + 小河龍村	520
	7隊	上村	350
	8・9隊	新龍村	490

出所：「山鵬村簡介」2006年にに基づき筆者が作成。

所有觀念によつて、集落によつては一人当たりの耕作面積が異なっている。觀光地化（このことについては次節で詳しく述べる）がかなり進んだ二〇〇六年に筆者が行つた新龍村の五四戸に対する調査によると、八戸が漢族で集落全人口の二割、五六％が男性であった。五四戸の中で一六戸が商業を営み、二三戸が出稼ぎの家族成員を持つていた。さらに、耕地の貸出が三一戸にまで上つていた。村民が貸し出した土地は主に他地域から来た朝鮮族以外の民族によつて耕作が行われているもの、その多くが水田農業に慣れておらず、水田を畑に転用するという問

換している。

新龍村は、山鵬村の一つの集落であるが、その運営は事実上村民委員会の委員と集落の隊長^⑥などが共同で行つている。新龍村の人口は四九〇人と山鵬村の人口の三二％を占めてはいるが、土地の耕作面積は山鵬村全体の約二七％しかない。山鵬村のなかでは一人当たりの耕作面積が最も少ない集落である。同じ行政区で、一つの村民委員会によつて運営されていても、山の利用形態と同じく慣習的な土地

題点も存在する。このような戸籍を持つていない人々は流動性が高く、その人口を把握することは難しいのが現状である。

二 観光開発事業を可能にする条件の整備

(一) 観光開発の資源——千年松

新龍村は、自然資源である千年松を観光資源として開拓していくうえで、必要となる条件をいかに整えていったのだろうか。自然資源である千年松は、村の東側に位置している三本の赤松の大木である。日本による中国東北部の占領時、日本人を含む多くの人々が舟で川を渡り景観を楽しんでいたと、五代にわたつて村に住んでいる七七歳のP氏^⑦はいう。中華人民共和国成立以降は、世間に知られることはなくなり、千年松を訪れる観光客もいなくなった。千年松は、村の子供たちにとつて恰好の遊び場となり、大人たちも昼休みになると穀物を入れる麻袋や草袋を敷き、松の根元で仮眠をとつた。また、村の集会や行事を行うための場としても活用されていた。このように千年松は、外部には知られていないが村や村人にとってはシンボルのな存在であった。

改革開放以来、その牧歌的な風景は大きく変化した。千年松の評判が口コミで広がるようになると多くの見物人が集まるようになった。そして、観光客を相手に商売を始める村人たちが自然発生的に現れ、観光開発の必要性が村人のなかで認識されるようになった。では、こうした村民の観光開発に対する要望

はいかにして実現に至ったのだろうか。もちろん、さまざまの要因を考えることが可能であるが、ここでは、国家の法制度との関わりから論じることにはしたい。なぜなら、土地の所有と利用形態の変更を必要とする観光開発において、中国では、国家との関係を抜きに事業を進めることはできず、土地所有と利用にそれをもつとも顕著に現れるからである。まず、観光開発に必要な条件として観光資源と交通整備について論じる。

(二) 観光地の利用権と交通の確保

まず、観光開発事業の実施に不可欠となる土地の利用と管理についてみる。「農村土地承包法」は、この点に関して村の権限を認める意図を含む法律である。一九八三年に山鵬村は世帯単位による請負制を実施するために土地の分割を行った。山鵬村の所有地を各戸に分配し利用と管理を請け負わせるとともに、分配の権限を各集落に与えたのであった。山鵬村は、集落ごとに農地と山の分割を決め、新龍村も各家庭単位の農業を実施した。農地は、分割されることによって生産効率を上げたが、山の分割をめぐる不都合が生じていた。墓の建立、放牧、薪の調達などあらゆる面において分割できない事情があったからである。たとえば、放牧には大面積の放牧地が必要で草の再生周期に合わせ五、六年サイクルで移動する必要がある。一方、村の牛は、一か所に集められ当番制か雇い放牧人によって山で放牧される。山を分割するとサイクルで移動することと当番制という効率的な放牧方法に新たな問題を生むこととなる。

このような事情は墓の建立や薪の調達に対してもその不合理性が浮き彫りとなり、実施からわずか二年で慣習的に行っていた集落の共同利用・管理⁸に戻す結果となった。このことによる所有と集落による利用という二つの形態をもつことになった。結果的に山鵬村は、国家基準を流用して集落による山の利用と管理を承認することになった。山鵬村による利用管理ではない集落による利用管理は、集落の形成とともに制度化されたもので、外部による政策の変化に左右されながらも内部において維持されてきた利用形態である。山鵬村では、村内部における固有の利用形態に依拠して「××集落の山」という自然領有が共通の認識となっていたのである。山の利用に関する世帯請負制の打破と慣習性への帰結が、千年松を含む山の利用を新龍村という集落利用形態にすることを可能にしたのである。

このような土地利用形態のなかで「新龍村の山」という承認があつたことにより、事業に対する要望は高まつたが、もう一つの必要条件として交通の確保があつた。当時、千年松に辿り着くには川を舟で渡らなければならず、舟の操作に慣れている人が必要であつた。そのうえ、対岸に舟が止まつた場合には対岸から誰かが舟を寄せる必要があつた。一方、村には川渡りを専業とする人員の配置に必要な予算もなく、川に橋を架ける資金など論外であつた。千年松で観光客を呼ぶには橋の建設が最も理想的であつた。新龍村はもちろん山鵬村全体を動員したとしても橋を架けるといふ大工事を単独で行う力がない状況の中

で、新龍村と村民委員会が取った行動は、陳情という国家に対する働きかけであった。長年、山鵬村における南北の交通事情を妨げてきた川に橋を架けることは当然ながら他の集落と村民委員会の支持を得ていた。

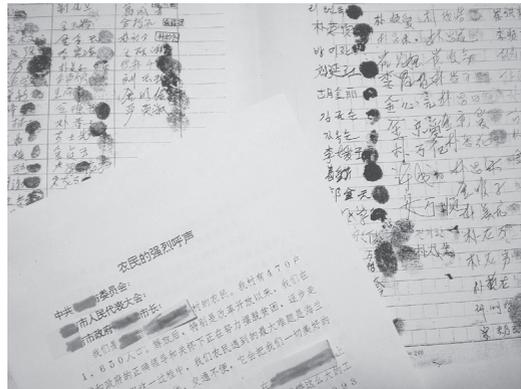
(三) 陳情への道のり

村人から橋の建設にもっとも力を発揮したといわれているN氏は、村民委員会幹部(五色)の一人で、場を盛り上げることがが上手でお酒に強い五九歳の女性である。「人付き合いの要領がいい」とされている彼女は、三〇年以上の経歴をもっている老共産党員であり、九一年から三期連続で州の人民代表という要職にあった。橋の建設は、新龍村の観光開発だけでなく、川を境に同じ行政区で生活する山鵬村全体においても重要であると認識されていた。彼女は九〇年代に人民代表であった期間中、毎回欠かさず、山鵬村にとっていかに橋の建設が必要であるかを延吉市に訴え続けた。一九九三年には、ようやく建設にむけた約束を市から取り付けたものの、財政難を理由にいつ着工するのかわからないままにされてきた。何十回も政府機関を訪ねていた彼女は、村の代表としての交渉に限界を感じ、委員会の幹部と相談を重ねた結果、山鵬村でこれまで前例のない陳情書を出すことを決めて村民の支持を得た。「農民の心からの叫び」と題するワープロ打ちの陳情書と村人のサインと赤い指印がまつた二枚の原稿用紙が作成された⁽¹⁰⁾。

陳情書を持参して再び関係機関を訪ねたとき、市の対応はそ

れまでとはまったく異なっており、陳情書の効力を実感したと村民委員のN氏はいう。一九九五年市政府から一三〇万の補助を受けて本格的に工事が始まり、翌一九九六年には長さ一三二メートル、幅九・三メートルの山鵬橋が完成した。陳情書の内容は、政府への配慮から始まり、村がいかに無力であり、問題がいかに切実であるかが強調されていて、「柔よく剛を制す」とでも表現すべき戦術が盛り込まれていることが見てとれる。さらに重要な点として、村の団結力と村民委員会の賢明な戦術だけではなく、委員の「政治的空気」を読む力に特筆すべきものがあつたことも指摘することができる。なぜなら陳情書を提出した一九九五

年は、まだこのような行為を正当化する法律的根拠となる「信訪条例」⁽¹¹⁾が採択されていない段階にあつたからである。つまり、委員を含む山鵬村がとつた行動は、法律的根拠のない自発



陳情書とサインされた原稿用紙 (筆者撮影)

的行為であり、先駆的行動だったのである。

村民は、基本的な生活上の利便を向上させるための発言権を保障した「信訪条例」に先駆け、橋の建設を「生活問題」と位置づけて、再三にわたり要求を繰り返した。生命や安全、子供の教育といった基本的な生活上の便宜に関わる点についてのみ記述し、村および個人が陳情によって基本的な生活維持要求を国家に求めることが可能という「政治的空気」を読んでいたのがある。一旦、観光開発にともなう問題から当該の問題を切り離し、生活の問題として位置づけなおすことによって、要求を実現させたのだった。このようにして、山鵬村は、観光開発事業を可能にする条件を手に入れている。山鵬村の観光開発における条件の整備過程からは、国家政策自体を「生活世界を充実させるための選択肢として便宜的に選びとる」「古川・松田2003:232」構造的弱者の創造性が反映されていると見ることが出来る。

四 千年松の「美化」

観光開発に必要な諸条件が整ったことで、さらなる観光客の増加や注目度のアップが必要となった。そこで、新龍村の「秀才」らに千年松を普通の松から特別な松へと昇華させる「松の美化」という役割が任された。「老秀才」であるP氏と後継者である「若秀才」による相談のすえ「三胎松」と命名された。この名は、太陽を崇拜する朝鮮族の伝説である「三胎星」に由来している。三胎星の伝説とは、神に才能を与えられた三兄弟

が太陽を飲み込んだ海の黒龍と戦い、太陽を守っておおぐま座に属する三つの星になったという言い伝えである。命名から始まった千年松の美化は、新聞記者を呼び込みメディアの力を得ることとなり、聖なる大鵬、巨龍、日傘などと形容されるようになった。その結果、子供の木登り、大人の昼休み、ブランコの掛け木といった村における身近な存在であった千年松は、柵に囲まれて手で触れることさえ許されない「神聖なる松」へと化したのであった。

「活動家」としての委員らによるメディアへの宣伝は、一旦その切り口が開くとニュースがニュースを呼ぶかたちで止めようもなく広がりを見せた。橋が完成した翌年の一九九七年には自治州を代表する新聞に「千年松」の紹介と観光開発に積極的に取り組んでいる新龍村の記事が掲載され、千年松と村の知名度が一気に高まった。こうした動きに後押しされるかたちで、市は同年、新龍村を「民族撮影創作基地」と「民俗村」に指定した。また、千年松も銘木として文化財に認定された。流域の多くの農村と同様なんの変哲もなかった村は、確実にこの地域を代表する民俗村としてその地位を確立したのである。観光効果は松に限らず山鵬村全体に及び、さらに交流が深い韓国人を含む外国の観光客も集まるようになった。朝鮮族農村のイメージに対する国際的まなざしを考え、市は優先的に山鵬村を補助し、道路、駐車場、家屋などが相次いで整備された。同時に、彼ら自身も新たな民俗のイメージづくりに力を注ぐようになった。毎年盛大なイベントを開催し、民俗色に溢れる料理と民俗

芸能で観光客をもてなすようになった。きわめて素朴だった地域の民俗伝統が、交流が深い韓国の影響を受けて華やかさを増していることが料理と衣装に表れている。山鵬橋が開通するまで村には一軒の商店もなく、塩を買うにも川を渡り河南に一軒しかない店に通っていた。しかし、観光開発とともに増えた飲食店や商店などが二〇〇六年には五〇軒以上にまで増えた。山鵬村全体における一人当たりの平均収入が六千元であることに對して、新龍村の民宿における夏場の一か月の収入がこの数値を超えることは一般的である。村の七〇%の農家が農地を貸し出していて、労働力の四〇%が大都市や外国へ出稼ぎに行き、残りのほとんどが民宿や商店などを経営している。観光地である山の管理や掃除などの雑務は村の老人会が行っている。

国家規模の観光事業の風に乗るかたちで、巧みに政策を利用しておこなった千年松の開発は、その開発過程において脱政治化した自然崇拜と民俗的伝統へと創りあげられていった。その自然崇拜と民俗的伝統もまた不変なものではなく再構成されつづけられるものである。村民らが観光開発において「売り出したイメージ」は、新たな未来へ向けて理想化された自己の形成であり、「選択的、かつ解釈された存在」〔太田1998:72〕であったと考えられる。このような千年松の観光開発は、政策を巧みに利用・流用することによって、村の文化や自然資源を地元主導で開発するという成功を収めたのである。

このような開発のプロセスで最も主要な役割を担っていた村民委員と村民との関係を以下で考察する。

三 政策意図の解釈をめぐる村の実践とその承認

(一) 村民委員に対する承認の仕組み

生活を組み立てる過程において、意識的あるいは無意識に行われる国家との関係のなかで制度を流用する山鵬村の意思決定は、新龍村の村民に促された「村民委員会」によって最終決定が行われている。このような自治のあり方は、二〇〇〇年以後「村民委員会組織法」によって制度化されたが、山鵬村には、以前から政治状況の如何にかかわらず自治の仕組みが用意されていた。「村民委員会組織法」実行以前は、山鵬村の意思は集落ごとの会議で決めるか、もめごとが起きそうな場合には無記名投票で決めた。しかし、その特徴的な点は最終的な選挙のあたりではなく、山鵬村のリーダーである委員会の委員を選出する過程に現れる。現在、委員会には二名の改革開放以前の老幹部と三名の若手幹部がいる。老幹部である婦人主任の五九歳のN氏（女性）と党書記である六〇歳のA氏はともに山鵬村の中学校を卒業している。四五歳で村長のB氏と会計職である三〇代のD氏はともに山鵬村で生まれ育ち、延吉市内の高校を卒業している。そのほか、安全保安職を務めているC氏は五〇代前半で村の中学校を卒業している。N氏が女性で、C氏が漢族である以外は朝鮮族男性によって構成されている。彼／彼女らは早くからそれぞれの長所を発揮し、顕著な活躍ぶりを見せていた。それが村人によって幹部にふさわしいと認められる前

提であった。また、改革開放以前の多くの政策が否定的に認識されているなかで、村幹部を務めていた人々が相変らずリーダーとして尊敬されている点も特徴として指摘できる。これは、村のリーダーとして承認されるうえで、政策の変化とは関係なく「村のために貢献できる」人を選ぶことが何より重視されていたことを意味する。

村民委員であるN氏は、一九五〇年に村で生まれて小さい頃から歌と踊りが上手で活発な性格の持ち主であった。小学校のときからすでにクラスの文芸委員を務め、仲間を引率して村人の前で演劇を披露することもあった。中学校に入ってからこの行動的な性格は変わらず、卒業後には宣伝隊長、民兵中隊長として活躍を続けた。山鵬村の「小さな有名人」として成長する過程は、結果として彼女にとっての無意識な「選挙活動」となり、村人によってその資質が承認される過程であったといえる。誰が山鵬村を代表して村の利益を守ることができるのかを考へることは、村人が自分たちのリーダーを選ぶときの常識である。政策の変化にかかわらず当面の中国農村にとって「良い仕事」をするためには、行政との関係をいかに調整するかという手腕が最も重視される。そのため、おのずからリーダーには、「社交的」という資質が求められることになる。したがって、村にふさわしいリーダーの選出には、書面的な資料に依拠した投票ではなく、個人の成長過程をすべて見通したうえで判断が必要となる。村人の承認は自然に彼／彼女らに最もふさわしい役割を担わせる一方、彼／彼女ら自身も自然にその役割

を担うための修行を自身に課すことになる。料理人が腕を磨くのと同じように幹部の道を歩むのに必要な資質を身につけることになる。N氏が人民公社の時代に二四歳で共産党に入ったことも出世の一段であったのかも知れない。少なくとも共産黨員という肩書きは、彼女が幹部コースを歩むことや要領よく世間を生きるうえで役立つものであった。彼女の活躍は、本人だけでなく山鵬村の利益にもつながったことは明らかである。

ここで補足しておきたいのは、村民に選ばれて幹部になったとしても、その仕事ぶりやおこないは、常に村民のまなざしにさらされるということである。二〇〇四年頃、市のある観光開発会社が千年松の利用権を買い取って、自然公園を開発することを提言したことがある。観光開発をさらに大規模に行いたいと考えた委員会は、業者による山の利用権の買収に応じる意向を示し、具体的な金額を提示するまで交渉を進めた。その後、会議で一連の出来事に関する報告を行った結果、新龍村の老人会を中心とする村人の反対を受けることになる。そのときの老人会メンバーの一人であるP氏は、最初にこの新龍村に移住してきた朴家の子孫として、そして現在まで五代にわたってこの村に住み続けている者として発言していた。彼は、相談もなく委員会が土地買収の話を進めたことに怒りをあらわにして、千年松は新龍村を守り平和と豊作をもたらす聖なる木であるから手放すことはできないと異議を唱えた。その結果、計画は白紙に戻されることとなった。⁽¹⁸⁾

村人たちは、幹部候補者の能力を集落や隊といった委員会の

下部組織における彼／彼女らの実績から判断し、外部との交渉術に長けているか否かをリーダーとしての重要な資質ととらえ、これらの観点から人物の力量を見極め、選出する。それは、選出が民主的に行われるか否かだけに関心を払う国の制度とは明らかに異なる。山鵬村のそれも形式的には法に従っているようにみえるが、実質的には、資質を欠く人物が立候補することを制限するようなメカニズムを働かせており、村人たちは、「承認されていない人が立候補することはあり得ない」、「仮に立候補したとしても、みんなの笑いのものだ」という。実際候補として選ばれている人の間にも話し合いができていて、N氏の場合、その能力は婦人主任ではなく村長の職務も十分担えると思われる。が、他の候補が男性であったために引き続き婦人主任という職務にとどまるという事前決定があった。このことは選挙が一種の決まった事項を確認する作業であることを意味する。国家へ向けた村の民主的選挙の演出ともいえるものである。村人たちが、候補者のなかからリーダーを選出する形式的なプロセスを受け入れながらも、実質的には、候補者を候補者として承認する村固有のプロセスを保持し続けていることを物語っている。そして、こうした実践を経ているからこそ、機に応じた村民委員会の判断、すなわち村の対応が支持されるのである。

(二) 村基準における正当性

その後、新龍村では人の流入が多くなるにつれ、観光客が残

したごみの処理問題に悩まされることになった。それまでボランティアで掃除を行っていた老人会は村民委員会に不満を持ち込み、新龍村と村民委員らは相談を重ねていた。その結果、村民委員会とは関係ないということにして、老人会が独自に入場料をとることを決めて実行することになった。老人会は山への通路を柵で囲んで入口を一か所だけ設け、入口に料金徴収場を設置した。老人会の二十数人のメンバーは、当番制で観光客から入場料として一人当たり一元という料金徴収をはじめた。千年松と周辺の保護・整備は自然愛護の団体および個人の寄付金でまかなわれていたため、徴収された年間三万円ぐらいの料金は老人会の観光旅費、活動経費などに当てられている。

自然を楽しむ対象(松)に対して、よそ者だからという理由で入場料を請求することは、法律の側面からも倫理の側面からも正当化できないことは明白である。また、新龍村では、入場料を正当化する法的手段として自然公園の営業も検討したが、蓄えが少ない村民らで、営業権、需要、税金、整備、支出と収入のバランスをとって収益を上げることが適切な選択でないという結論に至った。そこで村は「わが村の山」を活かす道として、現在行われている入場料徴収という形態を選択したのである。自然享受への代価としてではなく、観光客が散らかしたゴミの収集と千年松の虫害防止および土壌流失で露出する根の保護などを行うために必要であるという理由で、千年松周辺の環境維持費として入場料の徴収を説明したのである。

しかし、環境維持費という名目は、法律的な手続きのうえで

は正当化されない。法的手続きを踏まない料金徴収では、国家による統制規範に頼ることができないため、村は、国家の強制力とは違う次元の社会的倫理に依拠した。一元(約一四円)という「良心的な値段」は、村社会の年長者であり、敬意を払うべき老人会の人々が、散らかった山の後片付けをすることに対する「申し訳なき」を感じさせ、いま自然を享受できるのは村によるこれまでの自然に対する保護のおかげだと考えれば、異議申し立てが起きるほどの額ではないと思われた。これは確信を持って行われたが、明確な規定や基準があったわけではない。経験的に「政治的空気」を読むのと同じように、大きな反発はないだろうという観点からの入場料の設定であった。

同時に、山鵬村のなかにおいても正当化が必要となる。法律によって山鵬村全体が所有権を持っている山で、それが集落の利用として承認されていたとしても、山鵬村全体から見るとき他の集落の老人会が細々と活動を維持しているのに、新龍村の老人会だけが飛行機で全国旅行に出かけるとなると不平が生じる。実際、入場料徴収当初は新龍村の老人会を応援したり、支持していた他の集落の老人会が、新龍村の観光開発による収益が大きくなったり、行政の支援が新龍村を優先するようになったことに対して不満を言うようになった。不満の根拠となったのが、制度上、山鵬村全体の所有なのに、新龍村ばかり得をするとはどういうことか、ということであった。しかも、老人会が得ている収益は彼らが担っている千年松の管理を超えるのではないかなどと、他の集落の老人会から異論が出始めた。ここ

で、新龍村の老人会は、慣習的に利用していた山の千年松が観光資源になったことと、今まで山鵬村全体がこの利用形態を守ってきたことで反論ができるはずであったが、その対応は意外なものであった。それは他の集落の老人会への毎年二回の活動支援という対応であった。毎年の老人節と春節の宴会の費用にと二百元から三百元を差し入れることで、他の老人会の不満を鎮めたのである。新龍村の問題は、山鵬村内部の関係においても正面衝突を避けて、その時々々に彼らを取り巻く集落の雰囲気に応じて調整されたのである。

このように外部および内部における関係調整は、常に変動する「空気をよむ」対策によって維持され、その基準は衝突を回避する平和共存であった。それは無防備で冒險的なものではなく、経験的に鍛えてきた自らが置かれている社会環境を読み込んだものであり、法律との対立や山鵬村内部の人間関係を壊さないことを優先させるものであった。

おわりに

以上、事例の考察と分析から受動的な存在とされてきた少数民族農村における農民主導の観光開発の可能性を見てきた。このような観光開発のプロセスとそれを支えるシステムの中には、制度の利用と流用および「政治的空気よむ」農民の実践行為が明確に表れている。生存と発展のために、また少しでも豊かな生活をするために、主体となる村および村民は国家政策に働きかけることを通じて、政策を自らの生活を組み立てる手段と

する。その際、村の固有の慣習やルール、文化などだけでなく、経験的な「空気をよむ」ことやメディアを利用することなど、自らを正当化できるあらゆる要素を組み合わせる「生活実践」を展開している。村は、村および村民の生活において必要と判断した観光開発事業を展開していくために、国家の政策などを自らの都合に合わせて変えたり、無視したり、解釈したりしながら、戦術的に利用をしていく。これらの利用あるいは流用は、私的利益や幹部の腐敗的受益追求における不当な利用・流用とは異なる。政策を集団の生活の組み立てに適したものに变えていく意識・無意識の「生活実践」である。

さらに、政策の利用および流用という「生活実践」からは、その下敷きとなつていくつかの基準を見出すことができる。その一つが、コミュニティのあり方である。陳情書のサインや原稿からも見られるように村の結束力が強いことがあげられる。このコミュニティの結束力こそが政治権力にもつとも有効な力である。その二が、委員と村民との相互依存関係である。委員に選ばれることは、民主選挙とは異なる幹部への成長を含む承認過程による慣習的育成が村民によって実践された結果である。このような関係は、既存の権力体制に対する認識や対応に新たな示唆を与えることにもつながる。その三が、年長者の発言権が優先されることである。老人会の力に代表される年長者の影響力は、今日の村の存続および委員の育成を担ってきたという自負の現れである。委員を含む村民には、その発言そのものに正当性を求めるよりも、むしろ長い生活経験からの

結論だから正しいだろうという信頼感がある。その四が、相互関係の協調を保とうとする傾向である。外部との関係調整に限らず村内部においても常に騒ぎを事前に収める問題処理を試みていることこそが、政策の意識・無意識の利用や流用、「空気をよむ」必要性を村に与えたといえる。

本稿では、国の基準を反映した諸制度と向き合わざるを得ない村が、いかにその狭間で政治的な空気を読み込む力を駆使し、政策や制度の戦術的利用を図ってきたのかを議論してきた。村が開かれて以来、政治状況がめまぐるしく変化するなかで、その土地で生き続けるために、村民は絶えず国家との関係をとらえなおす必要に迫られてきた。ときに国家を含む外部からくる耐えがたい圧力があるにもかかわらず、できる限りの工夫を凝らして巧みに平和共存を図ってきたといえる。構造的な下層と民族的周辺を生きる少数民族農村が自ら主導して観光開発を成功させたことは、政治主導の権力構造において悲観的に見られてきた農民の立場にも可能性があることを示唆している。同時に、この可能性は国家による政策立案や制度設計に対して改善を促すことができる希望を与えるものではないだろうか。

注

〈1〉三農観光とは、所得格差の急速な拡大を背景に、観光商品としての農業観光、観光区域としての農村観光、観光市場としての農村住民観光であると理解してよからう〔王2008:81〕。

〈2〉二〇〇三年から二〇〇八年まで年二回山鵬村を訪れ、二〇

○三年に四か月間住み込み、そのほかは一回につき三週間から一か月滞在している。

〈3〉山鵬村の変化にかかわる資料は、主に村の委員や各集落の老人会の七〇代から八〇代の老人らに行った聞き取り調査によるものである。

〈4〉戸籍制度と土地利用権に関する内容は、きわめて複雑なために別稿に譲ることにしたい。

〈5〉山鵬村の人口や土地面積などのデータは村民委員会の資料がその出所となる。

〈6〉集落においては、村長という呼び名ではなく、人民公社の時期から隊長と呼んでいる。

〈7〉千年松は一九九六年頃付けられた名称で、当時は松と呼んでいた。本来四本あった松が一九五七年の洪水で一本が倒れた。

〈8〉本来、山鵬村が所有権を持っている山を世帯単位の利用から戻すということは、各集落ごとではなく山鵬村の共同利用に戻すことを意味する。しかし、村が形成されて以来、山は明確な境界線はないものの各集落が利用できる山という暗黙の掟があつて、所有権の変化に関係なく利用してきた。一九四七年の土地改革と一九八三年の農村土地承包法の実施における世帯数による均等分配もまた、山鵬村全体における平均ではなく、集落地における平均である。そのため、人口が多く利用できる土地が少ない新龍村は、他の集落に比べ利用権が与えられた土地面積が少ないことになる。

〈9〉古くからの共産党員であること。

〈10〉主に村民委員のN氏や元党書記であるK氏（七〇代後半の男性）に対する聞き取り調査と村民委員会に残っていた資料によるものである。

〈11〉生活上の利便と向上を図る目的で、村および個人が政府に対し陳情というかたちでの発言をすることを確保した。「信訪

条例」とは、各級人民政府と人民の密接な関係保持のために、信訪に訪れる人の合法的権益を保護し、信訪秩序を維持することを目的に制定された条例である。信訪とは公民が法人あるいはその他の組織を採用し、書信、電話、訪問などの形式で、各級人民政府、県級以上各級人民政府所属部門に状況を報告、意見を提出し、要求を提案するといった法に基づいて関係行政機関が処理すべき活動であると規定されている。この規定は、一九九五年一月一日付で全国版新聞である人民日報で通知され、一九九六年一月一日から効力を発揮すると明文化されている。

〈12〉一九三三年生まれの男性で、当時村で唯一中学校に通った人で、本を読むことが好きで知識があるとされている人である。

〈13〉一九五二年生まれの歌と踊りに長けている男性で、山鵬村で中学校を卒業し、山鵬村小学校の音楽講師になって以来、村史にも関心を持ち調査をしている人である。

〈14〉伝説の中の大鳥で、翼が空に広がる雲のようで一飛びが九万里に達すると伝えられている。

〈15〉昔、天子が出現したときに使用したとされる大きいシルクの傘で儀仗の一つであった。

〈16〉新龍村における聞き取りと筆者による現地統計に基づいたものである。

〈17〉生産に従事する大衆の武装組織で、改革開放前の人民公社時期における村組織の一つであった。

〈18〉この部分の内容はP氏とN氏への聞き取り調査と参与観察に基づくものである。

〈19〉老人たちの食事会への参与観察と山鵬村の若者とのふれあいから得たデータである。

〈20〉新龍村の老人会は五〇代後半から八〇代までの三〇人くらいからなるメンバーで、三分の二が女性である。入会の条件は

特になく、六〇歳前後になると自主的に参加している。

参考文献

- 李強著、高坂健次・李為監訳 2004 『中国の社会階層と貧富の格差』ハーベスト社。
- 葉啓政 2008 「中国現代化に対する「ふたつの階級、ひとつの階層」構造の「磁気遅れ反応」」『改革・変革と中国文化、社会、民族』日本評論社。
- 中兼和津次 2007 『三農問題』を考える』『中国21』Vol.26 特集 中国農業の基幹問題、二七—四六頁。
- 姚洋 2007 「中国の土地所有制度と問題点【実践と展望】——龍と象・中国とインドの比較から」『中国21』Vol.26 特集 中国農業の基幹問題、一一五—二四四頁。
- 鄭喜淑 2009 「朝鮮族集居地の文化産業・発展戦略——延辺朝鮮族集居村を事例に」第三回在日本中国朝鮮族国際シンポジウム。
- 祁建民 2006 『中国における社会結合と国家権力——近現代華北農村の政治社会構造』御茶の水書房。
- 高山陽子 2007 『民族の幻影——中国民族観光の行方』東北大学出版会。
- 荒井利明 2009 『現代中国入門——共産党と社会主義はどう変わったか』日中出版。
- 王文亮 2008 「中国における「三農観光」の現状と課題」『中国21』Vol.29 特集 旅遊中国、七七—九四頁。
- 兼重努 2008 「民族観光の産業化と地元民の対応——広西三江トン族・程陽景区の事例から」『中国21』Vol.29 特集 旅遊中国、一三三—一六〇頁。
- 太田好信 1998 『トランスポジションの思想——文化人類学の再想像』世界思想社。
- 古川彰・松田素二編 2003 『観光と環境の社会学』新曜社。
- 松田素二 2009 『日常人類学宣言！——生活世界の深層へ／から』世界思想社。
- 中国朝鮮族研究会編 2006 『朝鮮族のグローバルな移動と国際ネットワーク——「アジア人」としてのアイデンティティを求めて』アジア経済文化研究所。
- 金強一編 2001 『中国朝鮮族社会的文化優勢と発展戦略』延辺人民出版社。
- 許明哲 2009 「開放時代朝鮮族共同体的進路」『延辺大学建校六十周年国際学会会議論文集』。
- 韓景旭 2001 『韓国・朝鮮系中国人』朝鮮族』中国書店。
- 李美花 2009 「延辺朝鮮族農村社会和諧穩定調研報告」『延辺大学建校六十周年国際学会会議論文集』。
- 陳桂棟・春桃著、納村公子・相田雅美訳 2005 『中国農民調査』文藝春秋。
- 松村嘉久 2009 「観光大国への道のり」『中国の改革開放三〇年の明暗——とける国境、ゆるぐ国内』世界思想社。
- 張恩華 2008 「中国の「紅色旅遊」——共産主義から消費主義へ革命から余暇へ」『中国21』Vol.29 特集 旅遊中国、一一—一八一頁。
- 韓敏 1996 「中国観光のフロンティア——創出される「地域文化」」山下晋司編『観光人類学』新曜社、一六九—一七七頁。
- 藤原良雄編 2008 『特集 多民族国家中国の試練』学芸総合誌『環』Vol.34、藤原書店。
- 『憲法および関連法』2004 中国法制出版社。
- 『農村土地承包法規定』2004 中国法制出版社。
- 『村民委員会組織法』1998 中国法制出版社。
- 『陳情条例』『人民日報』一九九五年一月一日。